

法人のまはり

No. 19
広報 2021



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
令和3年度事業のご案内	
研修会	2～4
研修会・税に関する広報活動	4
自主点検チェックシート	5
租税教室	6～7
インターネットセミナー	8
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉	9
私達の主張「税の作文」	10～13
今治歴史散歩	14～15
税務署からのお知らせ	16～21
愛媛県からのお知らせ	22～23
今治市からのお知らせ	24～25

■表紙の写真

第13回

四国・今治地方観光写真コンテスト入賞作品

最優秀賞：「藤棚の下で」

撮 影 者 長 谷 由 美

撮 影 地 大三島藤公園（大三島）

写真提供 公益社団法人 今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第19号（春号）

令和3年4月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による
公益社団法人となり、本年度は9年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、80万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和3年3月末の会員数は1538社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

令和3年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)

本年度の開催日予定

令和3年 6月2日(水)／8月4日(水)

11月4日(木)

令和4年 1月26日(水)



無料

令和3年度

法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。聴講は無料です。是非ご出席ください。
※当日は税務や税務に関する有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0040 今治市堀町2-3-20
今治商工会館3階

- 会場 今治商工会館 3F 研修室
- 講師 今治税務署 担当官
- 開催時間 全日 13:30～14:30
- 研修内容・・・会社の決算・申告の実務研修会
チェックシート活用説明

問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手配ください。

〔開催日程〕

開催月日	対象決算期
令和3年 6. 2 (水)	4月・5月・6月
8. 4 (水)	7月・8月・9月
11. 4 (木)	10月・11月・12月
令和4年 1. 26 (水)	1月・2月・3月

〔会場案内図〕



研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程の変更がある場合は、一ヶ月前までにホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈自主点検チェックシート説明会〉 年4回

法人会自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスを向上させ、税務に関するリスクの軽減に役立つものです。活用方法について説明します。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)



無料

〈簿記講座〉 9～10月

記帳から決算まで短時間でマスターできる複式簿記初級コースです。現役の税理士の先生が豊富な実例を挙げて指導して下さるので実務に役立つ内容です。

(今治商工会議所共催)

令和2年度は

9月6日～10月30日(毎週火・金)18:30～20:30
15回の研修でした。



※別途テキスト代が必要です

無料

〈経理担当者養成講座〉 11月

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識を、税理士の先生をお迎えし、わかりやすく解説していただきます。
日常会計実務（注意点）を集中して学べます。



〈受講料 会員：無料 非会員：有料〉

〈年末調整説明会〉 11月

「年末調整説明会」は毎年11月に今治税務署が行っています（令和2年度は中止）

法人会では税務署主催の説明会に出席できなかった方・もう一度確認をしたい方を対象に、再度開催し作成中の疑問解決のお手伝いをします。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官）



無料

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です



令和2年度は

今治税務署 西村税務署長をお招きして
『消費税「税別表示 近づく期限（総額表示義務）」等について』

無料

〈新設法人研修会〉 1月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官）



無料

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

*お問い合わせ **公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）**

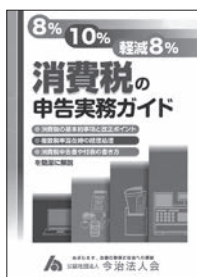
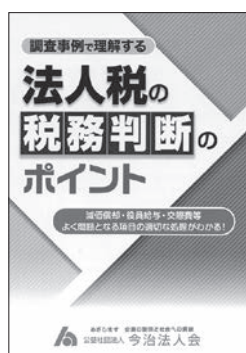
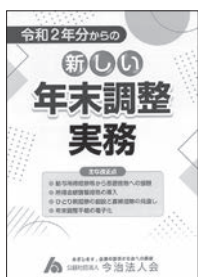
「会社役員のための確定申告」資料配布 1月

役員の方に納税行政の円滑な運用に役立つ「確定申告」の資料を配布します。

無料



今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご利用下さい。



【税に関する広報活動】

成人式

新成人（今治市内1,800人）に、納税義務や税の役割についての冊子「もっと知りたい税のこと」（財務省）を送付しました。



確定申告の広報活動

今年の確定申告の今治税務署窓口での相談・申告書の受付は令和3年2月16日(火)から4月15日(木)でした。（今年度は新型コロナウイルスの緊急事態宣言の延長を受けて申告・納付期限が延長されました）

毎年この時期に女性部会は、今治税務署玄関前に花のプランターを設置しています。



企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書

8. (5) 社内監査

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)			

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況

(記入例)

17 加入組合等の状況	今治法人会会員 (役職名) (法人会役職名をご記入ください)
法人会の会員であることを ご記入ください。	

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



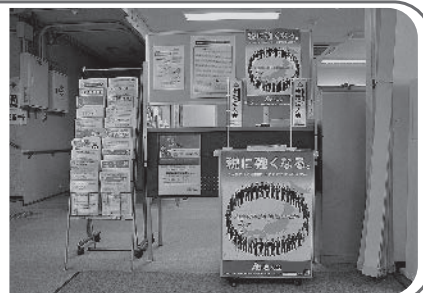
自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

今治税務署内「今治法人会コーナー」紹介

今治税務署正面入り口から入ると右側に今治法人会コーナーがあります。

こちらにも、国税庁後援の「法人会 自主点検チェックシート」
を設置しておりますのでぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



租 税 教 室

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、今治市・上島町の教育委員会、県市町の税務関係機関、納税関連団体（四国税理士会今治支部・今治法人会・今治間税会）などで構成された、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止策として学校の臨時休校等があり、1学期の開催はありませんでした。

〈令和2年度〉中学校6校

今治市立日吉中学校（10月6日）

今治市立西中学校（10月13日）

今治市立玉川中学校（10月14日）

今治市立桜井中学校（10月28日）

今治市立朝倉中学校（12月2日）

今治市立菊間中学校（12月10日）



〈令和2年度〉小学校13校

今治市立立花小学校（9月18日）

今治市立清水小学校（10月22日）

今治市立伯方小学校（11月16日）

今治市立波止浜小学校（1月15日）

今治市立富田小学校（2月1日）

今治市立日高小学校（10月1日）

今治市立吹揚小学校（11月12日）

今治市立国分小学校（11月17日）

今治市立桜井小学校（1月20日）

今治市立乃万小学校（10月2日）

今治市立常盤小学校（11月13日）

今治市立鳥生小学校（11月19日）

今治市立宮窪小学校（1月25日）



今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

今治法人会

検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

キーワード検索

いつまでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

リンパル検診

中高年のための歯のケアとメンテナンス

永江 ながさ

※ 画面はイメージとなります。

講師プロフィール

東京都出身 一橋大学を卒業後、一般企業にて勤務するが、より歯に役立たいと東京医科歯科大学歯学部に入塾。卒業後は部分床義歯専攻課程に進み研修を修め。

ログイン

パスワード

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め コロナ後の日本経済の行方

経済ジャーナリスト・経済政策シンクタンク スイングバイ クリエーション代表 内田 裕子

お勧め 2021年、コロナ危機を乗り越え 日本経済は必ず復活する！

経済評論家 大阪経済大学客員教授 岡田 晃

お勧め テレワーク時代のスタンダード 「Zoomミーティング」活用セミナー

Zoomの特徴

- Zoom Video Communicationsは、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンゼに本社をおく企業で、クラウド型ビデオ会議システム「Zoom」を手がける
- 1 グラフィックでつながる
- 接続が安定している
- 録画が出来る
- 100人まで同時接続
- タブレットやスマートフォン

株式会社ブレイン パソコンセミナー専任講師 岩見 誠

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	《集中する》57秒の元気術	松崎 俊道	4分	一般経営	新しい時代を切り開く！～上杉鷹山に学ぶ危機突破力	岡田 晃	36分
	With コロナ時代の現場本質型 思考力伝達コミュニケーション	川崎 雄司	58分		中小企業が知っておきたい “AI” のこれから	加藤 忠宏	41分
	オンライン会議に最適 「Cisco Webex ミーティング」活用セミナー	岩見 誠	18分		雇用調整助成金で危機を乗り越えよう！ 申請書類作成のポイント	荒木 康之	61分
	今知りたい グリーフケアって何？	石井 亜由美	36分		コロナショックを乗り切る！ 中小企業の資金繰り術	横山 悟一	59分
	超入門！元刑事が教える 面接で役立つネット情報の集め方	森 雅人	25分		～緊急解説！ 2次補正予算対応版～ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策	井手 美由樹	60分
労務	あなたの会社の準備はお済みですか？ コロナ禍で求められる労務の備え	野澤 直子	103分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
健康	NEW ～ココロの悩み相談～ 2. 気にしすぎないようにするには	渡部 富美子	3分	経済政治	認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	NEW 寝具よりも気をつけたいポイント ～睡眠負債解消法 5	矢間 あや	3分		NEW コロナ後の日本経済	須田 慎一郎	75分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

税を考える週間講演会

国税庁が毎年実施している『税を考える週間』に、税の意義や役割について理解を深めていただくため一般の方も参加していただける講演会を開催しています。

**令和2年度「税を考える週間講演会」は
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。**

これまでの「税を考える週間講演会」実績

平成21年度	江口克彦氏	(地域主権型道州制とは何か)
平成22年度	見城美枝子氏	(21世紀は水と土の時代)
平成23年度	五木寛之氏	(いまを生きる力)
平成24年度	岸博幸氏	(政治の混迷と日本経済の展望)
平成25年度	石原良純氏	(石原家の家族愛&自然への想い)
平成26年度	伏見俊行氏	(朗読劇「未来へ」、中国・アジアでの税務対応)
平成27年度	永濱利廣氏	(日本の財政・現状と展望)
平成28年度	須田慎一郎氏	(いま起こっていることこれから起こること)
平成29年度	長谷川幸洋氏	(激動する世界 ～日本の針路を考える)
平成30年度	池谷裕二氏	(AIと脳の未来)
令和元年度	飯田泰之氏	(日本経済の今後と地域経済の課題)



写真は令和元年度の様子

本年度も「税を考える週間講演会」(11月)を予定しています。

「地域社会への貢献を目的とする事業」として一般の方にも聴講していただける講演会・セミナーを開催する予定です。詳細は「今治法人会ホームページ」でご案内いたします。

私達の主張 —「税の作文」—

今治法人会では、今治市及び越智郡上島町内の小学6年生を対象に「小学生の税に関する作文」を募集しています。税の作文を書くことを通して税の大切さを知り、税への関心を持っていただきたいと平成20年度より始めました。第13回（令和2年度）は974作品の応募がありました。

今治税務署長賞

「当たり前」を支える税

乃万小学校6年（当時）

秋山

陽

僕は目が悪いので眼科によく行く。ある日の診察後、父が三千元くらいのお金を払っているときがあった。それを見て、僕が「高いね。」とつぶやくと、父が本当は一万円くらいのお金を支払わなければならないこと、その残りのお金は税金でまかなわれていることを教えてくれた。そのことを知り、僕はとても驚いた。さらに、今治市では通院医療費助成という制度が今年になってスタートし、十五才までは医療費を支払わなくてもよいことになった。病氣にかかったり、けがをしたりしても、誰もが手厚い診療を受けることができることをありがたいと思ったし、それを支えている税金はすごいなと思った。調べてみると、ごみの収集や道路の整備、パトカーや消防車、救急車がすぐ来てくれるのも税金のおかげだということが分かった。しかも僕が毎日通っている小学校の校舎や、普段使っている教科書や机、いす、用具なども税金でまかなわれていると知った。小学生の一年間の教育費は約九十万円なので、小学六年生の僕にこれまで約五百五十万円もの税金が使われていることになるらしい。僕たちの未来のために使われているこの税金をむだにしてはいけないと改めて強く思った。

この作文を書くまでは、税金なんて僕の生活には、ほとんど関係がないと思っていた。しかし、僕が当たり前と思っていたことが実は当たり前ではなく、安心して健康に生活ができたり、学べたりできるのも税金のおかげだということが分かった。

僕はまだ消費税しか払っていない。それでも、「大事なお金だから、できるだけ払いたくないな」と思っていた。しかし、僕が払った税金は、僕のため、みんなの暮らしのために使われている。大事なお金だからこそ、みんなの暮らしを支えるために、しっかり税金を納められる人になっていきたい。

愛媛県東予地方局長賞

未来を変えよう

乃万小学校6年（当時）

斎藤大輝

税金とは、僕たちが納めるお金のことです。働いて稼いだお金から納めるのが所得税、僕たち子供でも払っているお金は消費税です。消費税は、買い物をして品物の代金を支払うときにいっしょに納める税金のことです。今の日本は、商品の値段の10%を納めることになっています。つまり、税金は国民みんなの大切なお金から納められています。

税金はどんなことに使われているのか。例えば、健康や生活を守るため、教育や福祉の充実のためなど、国民のために使われます。問題点もあります。今の日本は少子高齢化が進んでいるため、結婚する人が減り、子供の数が減っています。一方で、医療の発達により、高齢者が増えています。そのため、働く人が減り、税収も減ります。税収が減るとみんなの暮らしを支える費用が足りなくなってしまう。

僕が考える税金の有効な使い道とは、特に次のようなことです。

- ① コロナウイルス対策
もっと医療現場に税金を使ってほしいです。例えば、足りていない防護服やフェイスシールド、人工呼吸器などを必要としている病院に送るべきだと思います。そして医療現場で働いてくれている人たちのために使ってほしいです。
- ② 災害対策
最近、日本は毎年のように各地で災害に苦しんでいる人がいます。災害の後片付けや仮設住宅、生活支援などに使ってほしいです。
- ③ 福祉対策
ホームドアの設置

駅のホームで、目の不自由な人が転落死するというニュースをよく耳にします。税金を使って少しでも多く、ホームドアを設置して悲しい事故が起らない社会にしたいです。

税金は、国民の大切なお金です。みんなが幸せになるよう有効に使ってほしいです。

今治市長賞

税金の大切さ

日高小学校6年（当時） 宇高成彦

税金について、正直よくわからないし深く考えたこともありませんでした。お父さんが、所得税や住民税など給料をもらった人が納める税金、住んでいる人が市町村に納める税金その他、たくさん種類の税金があることをくわしく教えてくれました。「一生けん命働いたお金やのに何か損しとるね。」と言うとお母さんが、

「その分いっぱい返ってきとるんよ。みんなが必要なものを同じように使うために税金を納めよんよ。」と話してくれました。

ぼくにとつて、一番身近な税金と言えば消費税だと思います。手伝いをして、だがし屋へ行くためにおこづかいをためています。お店でお金を払う時おばあちゃんが、

「ぼくらとお話して元気をもらうんよ。お店を続けるためにも消費税をもらわんといかんのよ。ごめんね。」

と言ってきたことを思い出しました。お父さんやお母さんの話を聞いて、ぼくも納税者の一人で、小さな数十円の税金をきちんと納めることとおばあちゃんやおばあちゃんの大切なお店を守っているんだと思うと少し大人になった気持ちになりました。ぼくのおこづかいから出て行ったその税金は、社会の役に立つ存在になっていると思うと「税金を納める」ということはとても大事なことだと思いました。出て行ったお金は、何かの形で必ず自分に返ってくるので、ぼくがおこづかいを貯金しているように、税金も将来のために大きな貯金をしているんだと思います。

今、コロナウイルスでお店を閉めています。おばあちゃんが元気にしているか心配です。また、お店へ行った時には消費税分のおこづかいに「いってらっしゃい」と思いながらおばあちゃんの手に渡そうと思います。

租税教育推進協議会会長賞

地球温暖化を止める税金

日高小学校6年（当時） 高瀬匡晃

ぼく達の生活には、学校や病院、公園など色々なところで税金が使われています。そしてその税金は、物を買うときに納める消費税や、働いて得たお金から納める所得税など、国民が納めた税により成り立っています。そして、その税金の使い道は、国会や地方の議会でも話し合っただけで決まられます。税金は、ぼく達の暮らしを支える、大切なお金なのです。

しかし、その税金がむだに使われたり、国民の意見とちがう使い方をされると困ります。だから、みんなの役に立つ使い方をしたいのです。ぼくは、その一つとして、地球温暖化対策に税金を使っ

てほしいと思います。

例えば、ソーラーパネルの設置料を、税金で少しまかなって安くしたり、緑地化計画などにも税金を使ってほしいです。

また、そのために使う税金も、地球温暖化対策になる方法で集めたり、そのために使う税金も、地球温暖化対策になる方法で集めるとき、たくさんのお金が出ます。すると、排出する二酸化炭素などの温室効果ガスも多くなります。だから、お店などで、プラスチックが多く使われている商品を買ったときに、消費税といっしょに払う、「プラスチック税」という税金をつくってみたいと思います。そうすれば、二酸化炭素が削減できるし、地球温暖化対策のための税金も、集めることができます。

このような税金の使い方は、みんなのために社会をより良くしていくという点では、正しい使い方だと思います。これからも、社会をより良くできるような税金の使い方をしてほしいと思います。

令和3年1月23日(土)に予定されていた「小学生の税に関する作文表彰式」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止いたしました。

例年、今治CATVで表彰式の様子と**特選受賞者（8名）の朗読**を放映していましたが、今年度は中止となりましたので、特選各賞8作品をご紹介します。

本年度も第14回目の募集を行います。

児童の皆さんと共に、世代をこえてみんなで税と社会の仕組みについて考えましょう。

四国税理士会今治支部長賞

未来を幸せにする税金

波止浜小学校6年（当時）

花野友彩

私たちは、年齢などに関係なく買い物をするときに消費税を納めています。その他にも所得税や住民税、固定資産税など、私たちはさまざまな税金を納めていることを社会の授業で学習しました。税金は、社会保障や公共事業、教育などに使われています。しかし、今のまま、税金を使い続けていると、未来を幸せにできなくなってしまうのではないかと思います。

今、新型コロナウイルス感染症の影響で、一人一律十万円を給付したり、ガーゼマスクを一世帯二枚配布したり、老人ホームの人たちにも配布したりして、税金で集めた国のお金がたくさん使われました。しかし、ニュースを見てみると、不満の声や、もつと別の使い方もあるのではないかという声もありました。私は、税金の使い方をよく考え、税金の使い方を見直すべきだと思います。

また、少子高齢化は生まれてくる子どもの数が減り、高齢者の数が増えていくことが社会問題になっています。将来、働いて税金を納める世代が減り、高齢者の健康を守るために使われる社会保障のお金が増えてしまうそうです。すると、公共事業や教育など未来のために必要とするお金が減ってしまうことが考えられます。今のうちから、こうした問題を解決するための対策を考え、私たちができることを行うことはとても大事だと思います。

税金は、今の私たちの生活に必要なことに多く使われています。しかし、道路や公園などを作ったりする公共事業のように未来の生活を幸せにするお金も欠かせないものです。私は、今だけではなく未来も幸せになつてほしいので、税金のことをもっとくわしく知ったり調べたり、小学生としてできることをしたいです。

今治間税会会長賞

税金について学んで考えたこと

鳥生小学校6年（当時）

浅原徹平

昨年の秋、ぼくの家の車を買換えた。納車は十月になつてずいぶん待ったけど、支払いはい九月中旬に終わらせていた。お母さんに聞くと、

「消費税が十月から十パーセントになるからよ。」
 と言っていた。この時ぼくは、初めて消費税を意識した。

消費税は買い物をして品物の代金を払う時にいっしょに納める税金のことで、ぼくのゲームソフトやマンガにも十パーセントかかっている。食品などくらしに必要な物は、みんなが買うから景気にあまり左右されずに、安定して集められる。すべての税金は街の施設や設備を整えたり、みんなのくらしを豊かにするために使われるが、消費税で集めたお金は、国の借金返済や社会保障サービス、子育て支援などにあてられている。

日本の社会は、少子高齢化が進んでいて今後働いて税金を納める人が少なくなると言われている。社会の変化に合わせて、税のしくみを変えていくことが必要だと思う。

そこでぼくも新しい税を考えてみた。それは、『プラスチック税』。今、世界中でマイクロプラスチック汚染が問題になっている。プラスチック製品に税をかけ、集めたお金は、環境問題を解決するために使うのだ。

今回この作文を書くにあたって調べておどろいたことは、借金の多さである。借金を返しながらも新しい借金をしている悪じゅんかんを変えなければいけないと思う。増税ばかりでは、不景気になりかねず、税金のムダの無い正しい使い方をもっと考えるべきだと思う。みんながもつと税金に関心を持って、税金の使い道を見守る必要があると思う。

今治法人会会長賞

日本の未来のために

日高小学校6年（当時）**山脇吉乃**

私は税金と聞いて思いつくことは消費税くらいでした。そこで税金がどこでどんなことに使われているのか調べてみました。

まず、まちづくりのため、農業・林業・水産業のために使われています。次に住民の安全を守るため、警察や消防にも使われています。次に教育のため、教科書の無料配布や学校設備の充実のために使われています。そして健康な暮らしのため、お年寄りや身体の不自由な人への施設整備のために使われます。最後に快適な暮らしのために、ごみ収集や道路、川、上下水道の整備にも使われます。

この中で私が一番気になったのは上下水道の整備に税金が使われていることです。今まで私はトイレがすぐに使えること、じゃ口をひねれば水が出てくるのが当たり前だ、と思っていました。

私はガールスカウトです。ガールスカウト活動の中で「ウォークインハーシューズ」に取り組みました。途上国では、女の子は生活に必要な水を毎日歩いて汲みにいきます。世界では約八億四千万人もの人々が安全な水へのアクセスを困難にしています。彼女たちは、教育や人生のチャンスなどをぎせいにして毎日水汲みに時間を費やさなければなりません。毎日約八千歩（約六キロ）を歩く彼女たちの気持ちを想像しながら、私も八千歩歩いてみました。暑い中何時間も歩きともしんどかったです。日本では、水道をひねれば、いつでもきれいな水が使えるので、そのことに感謝しようと思いました。小学生の私が払えるのは、十パーセントの消費税ですが、税金のおかげで私たちは毎日幸せに生活できています。大人になったら一生懸命働いて納税し、将来の子どもたちが安心して暮らせる日本を守り続けていきたいです。

今治法人会会長賞

私の身近にある「税金」の使われ方

九和小学校6年（当時）**高野未佳子**

今まで、税についてあまり考えたことがなかった私は、母に「税金」について質問してみました。公園や小学校、病院、プール、バスケットで使っている体育館など、私の身の周りにたくさん「税金」が使われていると知り、おどろきました。

私は、図書館に行くのが大好きで、日曜日は、毎週図書館に行きます。公民館にも図書室がありますが、今治市には中央・大西・波方・大三島と四つの大きな図書館があります。図書館では、読みたい本をネットで予約することもできるし、希望する近くの図書館に、本を取りよせてもらうこともできます。私は、一日で三つの図書館をはしごすることもある位で、図書館に三時間でも四時間でも、いられるくらい大好きです。

その図書館の本が「税金」だったなんて。本当におどろきました。私は一ヶ月に十冊〜二十冊の本を読んでいます。それを自分で全部買うとしたら、ぼう大なお金がかかります。一冊千円だとして一ヶ月二十冊読むとしたら二万円。一年間で二十四万円分の図書を自分でこう入することは絶対に無理です。しかし、図書館の利用は無料です。税金のおかげで、読みたい本がたくさん読めて私は本当に幸せです。

今までも図書館では様々なイベントがありました。今はコロナの影響で中止になっています。小さい子どもからお年よりの人まで、広い世代で楽しめるイベントを今後開催したり、読みたいと思える楽しい本や勉強で役に立つ本、写真集や新しいことを始めようとしたときに参考になる本などをたくさん買ったりにして、みんなの笑顔があふれる夢の図書館になるように、税金を使ってほしいと思います。



今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第29回は、タコ（蛸）で陶器を釣り上げる「蛸釣陶器」の伝承を紹介し、江戸時代の来島海峡の海上交通史を歴史散歩したいと思います。

第29回 江戸期の海難と蛸釣陶器

●蛸釣陶器の由来

明治25（1892）年2月3日付の海南新聞に「^{たこ}章魚釣陶器の由来記」が掲載されています。この^{はがた}波方村宮崎沖海底から揚げた^{たこつり}蛸釣（^{うらくさい}鱒釣）陶器は、かつて波止浜村の珍品として衆目を集め、愛媛考古学界の先達・犬塚又兵（^{またべい}甘古）も八木亀三郎への書簡で興味を示すほどでした。しかし、この記事掲載から間もなく波止浜商人が潜水夫を雇って取り尽くされたようです。

由来記を要約すると、江戸後期の文政10（1827）年5月、来島村の漁師が宮崎沖で陶器を抱えたタコを釣り揚げたことがありました。不思議に思って古老に訊けば、茶人の織田有楽斎が豊臣秀吉の命を受け、珍しい茶器を九州の^{とうよう}陶窯から船で取り寄せようとしたようです。途中、その船は荒天で宮崎の小湾へ避難し、有楽斎家臣の上田藤右衛門は陸の民家で天候の回復を待つことになります。そうしたところ、秀吉の死を伝え聞いた船頭が積荷を盗み、船を沈めて失踪してしまいました。責任を感じた藤右衛門は慶長3（1598）年10月切腹して果て、これを哀れんだ村人がその霊を唐津明神（唐津崎神社）として祀ったとされます。

この一件以来、その海域は^{からついで}唐津磯と呼ばれ、タコに細縄を括りつけて海底に放ち、その習性を活かして陶器を釣り上げる珍しい漁が行われたそうです。現在も、宮崎地区の波方国家石油ガス備蓄基地内に唐津崎という地名が残され、唐津明神は同地区の御崎神社境内に^{ごうし}合祀されています。

●古記録が伝える海難事例

後になって、この蛸釣陶器を専門家が鑑定したところ、17世紀後半から19世紀にかけて生産された^{ひぜん}肥前（現、佐賀県）の陶磁器と分かりました。



唐津磯付近にある波方ターミナル(中央)と波方国家石油ガス備蓄基地(右下)

〈波方ターミナル(株)提供〉



蛸釣陶器の絵葉書（犬塚甘古譜／八木商店本店資料館所蔵）



潜水夫が引き揚げた陶器（原晃一氏所蔵）

有楽斎が取り寄せようとした逸品ではないようです。江戸後期になると、今治地方では桜井商人の^{わんぶね}梶舟行商が盛んに行われ、彼らは紀州^{くろうえ}黒江の漆器だけでなく、肥前伊万里の陶器も頻繁に積載し、瀬戸内海を盛んに帆走しました。そうした商船の一つが唐津磯で座礁し、積荷とともに沈んだのでしょうか。

今日でも座礁などの海難事故が起きた際、船主は海難報告書を作成し、公的機関の認証を受ける必要があります。これは室町末期成立の船法「廻船式目」の慣習に通じるようで、これは江戸期の瀬戸内海沿岸でも同様でした。船が難破して積荷に損害が生じたり、救難を受けたりした際は、必ず現地の浦村や港町で証明書「浦証文」^{うらしょうもん}の交付を願い、事故処理（浦仕舞）^{うらじまい}を済ませないと船は出航できなかったのです。

藩政時代の今治地方の記録では、今治藩大浜村庄屋の「柳原家文書」と松山藩港町波止町の「町方覚日記」に約40件の海難事故を確認できます。多いのは潮汐・潮流・強風が原因の座礁事故で、遭難時は近隣から救難船が加勢し、積荷の載せ替えや人命救助を行いました。西水道の^{にしすいどう}海士瀬磯・^{あま}広瀬、小浦の弁才島磯、来島瀬戸の間磯、波方村沖の磯での座礁が多かったようです。船体が傷つけば近隣のタデ場で修繕を行い、濡れた積荷は現地で^{れんばい}廉販されたものもあります。残念ながら、それらの記録に唐津磯での沈没事故は確認できませんでした。

●渦に巻き込まれた遭難事故

一方、船頭や水主が海に転落して行方不明の場合は、近隣住民に依頼して捜索も行われました。事故処理を終えると、船主や荷主は必要に応じて金銭や積荷をお礼の対価として関係者に提供しています。

今治藩政史の「今治拾遺」^{しゅうい}には、海難の記録があまり見当たりません。最も目を引くのは、宝暦7（1757）年12月に来島海峡で起きた6名の死者を出す遭難で、このうち2名は今治藩士でした。当時、船には勘定目付・松村治左衛門を含む13名が乗船し、大島^{さいわいしん}幸新田村（吉海地域）の普請視察を終えて帰帆途上にありました。中渡島・武志島^{ししま}間で渦に巻き込まれて難破し、目撃者が救助に急行しています。8人を引揚げるとも5人は行方不明で、救出された治左衛門もやがて息を引き取りました。

^{なかすいどう}中水道の中渡島付近は、来島海峡で最も潮流が速い場所で知られ、最速10.0ノット（時速約18.5km）を記録することがあります。直径10m以上に達する渦は、^{はちまんこう}八幡渦、とも呼ばれ、かつて大浜八幡神社の神輿が海上渡御の際に巻き込まれた海難に由来するそうです。



急潮流の中水道・中渡島灯台下（熊木勉氏撮影）

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。

基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和元年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和3年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合、課税事業者になります。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%) となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和2年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

詳しくはこちら↓

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

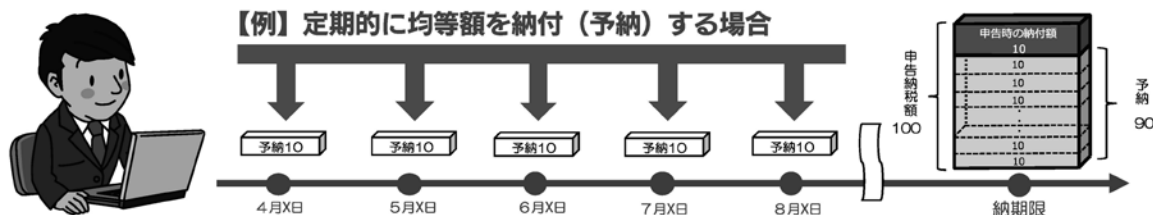


■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

詳しくはこちら↓

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。



振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

なお、令和3年1月より、上記依頼書は、e-Tax で送信ができるようになります。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^{（注）}から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

詳しくはこちら↓

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



納税が困難な方には猶予制度があります

詳しくはこちら↓

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8：30～17：00（土日祝除く）



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!



令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

< 区分記載請求書 (現行) > ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月●分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容 (軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合 計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

< インボイス > 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社 (T 1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月●分		① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合 計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号7000012050002

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「本人確認書類」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!

申請は
お早めに!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



本人確認書類
になる!
ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ
で取得できる!
全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



上限5,000円分の
マイナポイントがもらえる!
2020年9月から実施中!
キャッシュレス決済で使えるポイント付!

詳しくはこちら▼



健康保険証
として使える!
2021年3月(予定)からスタート!
ピツとかざすだけでOK!

詳しくはこちら▼



スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーカードは安全です!



なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難。



オンラインの利用には電子証明書を使います
マイナンバーは使われません

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記載されません。健康保険証として使えるようになって(2021年3月予定)、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

万全のセキュリティ対策

- ① 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- ② アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- ③ 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーカードの申請方法



交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!



スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明用写真機

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

カードの仕上がり早いスマホでの申請がおすすめ!



交付申請書をお持ちでない方は、マイナンバーカード 郵便



- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます! プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバーについてのお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

令和3年度の **自動車税種別割** の **納期限** は、
令和3年 **5月31日(月)** です！

納期限までに忘れずに
納付してください！



忘れんとしてね！

自動車税種別割のQ&A

Q 1 他人に譲った自動車の自動車税種別割納税通知書（以下「納税通知書」）が届いたのですが？

A 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者がその年度分を全額納めることになります。3月31日までに名義変更されていないと翌年度も課税されますので、運輸支局で移転登録をしてください。

Q 2 車検が切れている自動車にも税金はかかるのですか？

A 運輸支局で抹消登録の手続きをしないと、いつまでも自動車税種別割がかかります。抹消登録をすると、翌月以降の税金が月割りで還付されます。

Q 3 納期限を過ぎたらどうなるのですか？

A 納期限を過ぎますと、納める税額のほかに原則として延滞金がかかります。納付に応じていただけない場合は、地方税法に基づき差押等の厳正な滞納処分を行うこととなりますので、十分注意してください。

Q 4 どのような支払方法がありますか？

A 以下の支払方法が選択できます。

①クレジットカードによる納付
(1台につき330円(税込)の手数料が発生します。)

②スマートフォン決済アプリ「PayB」、
「PayPay」及び「LINE Pay」での納付
(通信費は利用者のご負担となります。)

③口座振替による納付
(口座振替による納付手続きをされている方は①、
②での納付は利用できません。)

④納税通知書裏面に記載のある金融機関、
コンビニエンスストア及び各地方局(支局)
県税窓口での納付

※納付確認の電子化により、車検時の納税証明書の提示が省略できることから、①～③の方法で納付した場合、納税証明書は送付されません。納付確認に3週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける方は④の方法で納付をお願いします。

詳しい支払方法は県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.ehime.jp/kurashi/zeikin/noufu/index.html>

LINE を利用した自動車税種別割住所変更届の手続きが可能となりました。

愛媛県と LINE 株式会社及びワークスモバイルジャパン株式会社は、包括連携協定を締結し、同協定のもと、令和3年2月から転居に伴う納税通知書の送付先の変更手続きが LINE で行えるようになりました。

【手続きができる方】

自動車所有者又は使用者（個人の方の普通自動車に限ります）。
法人が所有する自動車の住所変更は、運輸支局にて車検証の
変更手続きをお願いします。）

【ご利用の流れ】

※ご利用にあたっては、お手元に納税通知書（お持ちでない方は
車検証）をご準備ください。

1. LINE から右の QR コードを読み取って県が開設している公式アカウント「愛媛県」を友達追加！（すでに追加されている方も QR コードの読み取りをお願いします。）
2. LINE のリッチメニューから「自動車税種別割住所変更届」メニューを押下。
3. 表示される回答フォームに必要事項を入力し、申請内容を送信。
4. 送信完了後、トーク画面に申請受付のトークが送信されたことを確認し、終了。



【LINE 公式アカウント:愛媛県 QR コード】



【注意事項】

- ・納税通知書は、原則として車検証の住所に送付されます。
- ・この届出は、納税通知書の送付先を一時的に変更するものです。
- ・この届出では、車検証の住所は変更されません。納税通知書に記載されている住所と現在の住所が異なっている場合は、速やかに運輸支局で住所変更手続きを行ってください。
- ・住所変更届は、愛媛運輸支局に登録されている（愛媛ナンバーの）自動車のみが対象です。
軽自動車については、住所地の市町役場へご連絡ください。

詳しい操作方法是県ホームページをご覧ください。また、送付先変更手続きは、上記のほか、地方局（勤務時間中：平日 8：30～17：15）に連絡していただくか、インターネットで電子申請することも可能です。

LINE による住所変更手続き：<https://www.pref.ehime.jp/h10500/line/line1.html>

他の送付先変更手続き：<https://www.pref.ehime.jp/h10500/jidousha/juusho.html>

【お問い合わせ先】

○自動車税種別割に関すること

東予地方局 課税課 ☎0897-56-1300

○納付及び納税証明書に関すること

今治支局 税務室 ☎0898-23-2500

○自動車税環境性能割に関すること

中予地方局 課税課 ☎089-957-6621

○自動車の登録等に関すること

愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076

今治市の市税賦課徴収状況

今治市の市税の徴収状況は以下のようになっています。(単位：千円)

年度 税目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率
個人市民税	6,981,457	96.23%	6,843,788	97.30%	7,004,301	98.23%
法人市民税	3,036,654	99.46%	2,954,692	99.60%	2,869,336	99.59%
固定資産税	10,826,104	96.76%	10,637,769	97.46%	10,611,291	97.91%
軽自動車税	529,213	94.59%	548,393	95.49%	566,179	96.12%
市たばこ税	1,146,726	100.00%	1,031,861	100.00%	1,026,808	100.00%
入 湯 税	9,391	100.00%	8,370	100.00%	8,094	100.00%
一般市税計	22,429,545	97.05%	22,024,873	97.76%	22,081,368	98.28%
現年課税分	22,247,564	99.14%	21,795,791	99.28%	21,901,352	99.36%
滞納繰越分	181,981	27.06%	229,082	39.78%	180,017	42.35%

(固定資産税には国有資産等所在地交付金を含む)

令和元年度の税収について、個人市民税を除き減少傾向でした。主な税の調定額の推移は以下のとおりです。なお、収納率は毎年向上しており令和元年度の収納率は過去最高となりました。

個人市民税調定額(単位：人・千円)

年度 区分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの		
	納税義務者数	均 等 割 額	納税義務者数	均 等 割 額	所 得 割 額
平成29年度	8,867	31,036	62,954	220,338	6,491,023
平成30年度	9,041	31,645	62,724	219,533	6,447,798
令和元年度	8,994	31,480	62,867	220,034	6,662,744
令和2年度	8,994	31,480	62,868	220,038	6,559,075

課税状況調（各年7月1日現在）による

法人市民税調定額(単位：千円)

年 度	申告件数（件）	法 人 税 割	均 等 割	計
平成29年度	6,185	2,515,434	523,162	3,038,596
平成30年度	6,145	2,434,371	521,162	2,955,533
令和2年度	6,171	2,354,432	516,078	2,870,510

固定資産税調定額



(単位：円)

年 度	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
平成29年度	3,177,712,500	4,110,246,900	1,978,049,800	9,266,009,200
平成30年度	3,133,901,500	4,076,036,900	1,957,998,700	9,167,937,100
令和 元年度	3,114,282,800	4,172,287,800	2,014,926,600	9,301,497,200
令和 2 年度	3,092,910,400	4,260,098,800	1,952,872,800	9,035,882,000

(上記には国有資産等所在地交付金は含まない。令和2年度分は10月末現在)

軽自動車税課税状況



(単位：台・千円)

年度 \ 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	課税台数	調 定 額	課税台数	調 定 額	課税台数	調 定 額
原動機付自転車	18,168	37,758	17,519	36,488	16,856	35,202
軽 自 動 車	66,203	505,622	66,276	520,664	66,263	535,492
小 型 特 殊	812	3,737	836	3,819	853	3,853
二輪の小型自動車	1,634	9,804	1,630	9,780	1,681	10,086
合 計	86,817	556,922	86,261	570,751	85,653	584,634

(各年度4月1日現在)

市たばこ税調定額



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売 渡 本 数 (本)	216,776,252	203,440,521	192,031,724	181,745,971
調 定 額 (千円)	1,104,797	1,046,726	1,031,861	1,026,808

入湯税調定額



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 数 (人)	61,861	62,605	55,801	53,959
調 定 額 (千円)	9,279	9,391	8,370	8,094

より詳しい内容は今治市ホームページに「市税概要」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。今治市役所市民税課のホームページの新着情報2月1日に掲載しています。

市税に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

市税のお支払いに関すること
 固定資産税の課税に関すること
 住民税・軽自動車税その他市税の課税に関すること

納税課 0898-36-1512
 資産税課 0898-36-1511
 市民税課 0898-36-1510





I'm Into IMABARI. 私、今治に夢中です。

アイアイいまばり。
今治の新しいアイ言葉です。

意味は、「I'm Into IMABARI」(今治にハマってます)。
市民が一丸となって今治を盛り上げるシンボルです。